

令和4年度（2022年度） 県産材需要拡大県民運動推進会議

日時：令和4年（2022年）10月11日（火）
午前10時30分～正午
場所：ホテル熊本テルサ たい樹

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 熊本県知事あいさつ
- 3 議 題
 - (1) 令和3年度会議における意見交換の概要と対応 …………… 資料1
 - (2) 令和3年度県産材需要拡大県民運動の取組実績 …………… 資料2
 - (3) 熊本県建築物等木材利用促進基本方針の概要 …………… 資料3
 - (4) 意見交換等 …………… 資料4
 - ① 話題提供
「高層純木造耐火建築物 ～ Port Plus 大林組横浜研修所 ～ 」
発表者： 株式会社大林組本社営業総本部プロジェクト推進部
兼 本社木造・木質化建築プロジェクト・チーム 岡 担当部長
 - ② 意見交換
テーマ「民間建築物における木材利用の推進」について
- (5) 総括
- 4 その他
- 5 閉 会

令和4年度県産材需要拡大県民運動推進会議(委員各位出席者名簿)

	役職	氏名	代理出席者氏名
会長	熊本県知事	蒲島 郁夫	代理 木村 敬 熊本県副知事
副会長	熊本県森林組合連合会代表理事会長	前川 収	
副会長	一般社団法人熊本県木材協会連合会会長	鋤本 行廣	
委員	熊本県木材青壮年会連合会会長	鋤本 篤史	
委員	公益社団法人熊本県建築士会会長	伊東 龍一	代理 廣田 清隆 副会長
委員	一般社団法人熊本県建築士事務所協会会長	南 孝雄	
委員	一般社団法人熊本県建設業協会会長	土井 建	代理 鐵谷 浩之 副会長
委員	一般社団法人熊本県優良住宅協会理事長	上林 節郎	
委員	一般社団法人KKN(熊本工務店ネットワーク)会長	久原 英司	
委員	熊本県建築組合連合会会長	森 正光	
委員	熊本経済同友会代表幹事	笠原 慶久	代理 荒森 靖夫 事務局長
委員	熊本県商工会議所連合会会長	久我 彰登	代理 坂本 浩 専務理事
委員	熊本県商工会連合会会長	笠 愛一郎	代理 原 悟 専務理事
委員	熊本県中小企業団体中央会会長	櫻井 一郎	代理 原田 実生 副会長
委員	一般社団法人熊本県銀行協会会長	笠原 慶久	代理 今井 敬史 常務理事
委員	農林中央金庫福岡支店支店長	久古谷 卓治	代理 丸山 健太郎 営業第五班次長
委員	株式会社熊本日日新聞社代表取締役社長	河村 邦比兎	代理 渡辺 吉孝 常務取締役

本人:7名 代理:10名 合計:17名

(1) 令和3年度会議における
意見交換の概要と対応

1 令和3年度会議における意見交換の概要と対応

日時：令和3年12月24日 14:00～15:30

場所：ホテル熊本テルサ 3階 たい樹

会議出席者：委員（16名出席）

(1) 建築物への木材利用の取組

<主な意見>

- ・県産材を使って大規模な民間施設を造っていくには、鉄骨と木材を組み合わせたハイブリット工法や新しい木質材料などを検討する時間が必要であり、時間に余裕をもって早い段階から協議していただきたい。（スケジュールに余裕がないと、建築士が木造を断念するところがある）
- ・木材の需要拡大を考えた際に、木のよさを建築設計の方でサイディングやクロス貼り等で見えなくしている場合がある。今後は、梁・桁といった大胆な材の活用など、新しいやり方の検討も必要。

<対応>

① 中大規模木造建築物推進事業の取組

- ・事業主や建築士を対象とした先進的な木造建築物の構造見学会、新しい木質材料や木造建築に係る講習会、設計実務、耐火及び不燃材料など、木材に理解を深めてもらうための講演会を実施。
- ・施主に対して、実際の建築事例から木材の調達方法や大量に使用する場合には調達に時間を要することなどについて紹介。

② くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業の取組

- ・竣工後も目にみえるような形で施工する住宅等へ県産木材の活用を支援。
- ・実際に県産木材を使用した住宅等の事例を広く紹介することで、木材の良さを実感してもらう取組を実施。

(2) 木材の安定供給体制の構築

<主な意見>

- ・設計にあたっては、資材や在庫の情報確認が事前に必要である。
- ・国産材の問題として、「適正価格はどこなのか」という単価の問題があり、供給と需要のバランスが重要である。

<対応>

① くまもと県産木材 SCM 構築対策事業の取組み

- ・県内製材業界が中心となって、輸入材を代替できる品質の確かな JAS 製材品の生産や、中高層建築の木造化に寄与する新たな供給体制の構築を目指し、令和4年8月に「くまもと県産材 SCM 協同組合」を設立。
- ・県では、住宅メーカー等の県産材への転換や中高層建築の木造化に必要な木材を一括して供給できる新たな供給網の構築を支援。

(2) 令和3年度

県産材需要拡大県民運動の

取組実績

《 目 次 》

- 1 建築物等における木材利用推進(P1～3)
- 2 木材供給体制の整備(P4)
- 3 県民への理解の醸成(P5～8)

1 建築物等における木材利用推進

(1) 熊本県木材利用促進本部の取組

- ①知事を本部長とした熊本県木材利用促進本部会議において、公共施設等における木造率等の目標を定め、関係部局が積極的に木材利用を推進
- ②令和3年度の実績は以下のとおり（件数ベース）
 - ・公共施設（低層）の木造率 79%（38件／48件 うち県施工は100%）
 - ・公共施設の内装木質化率 81%（55件／68件 うち県施工は100%）

[県（林業振興課）]

(2) 中大規模建築物における取組

- ①市町村等が中大規模木造建築物を整備するにあたり、計画段階から木造化に向けた助言・サポートを実施
- ②建築士や建設担当者（民間・行政）への木造化・木質化に係る意識醸成と技術向上を目的とした研修会・講演会を4回開催
- ③施主が中大規模木造建築物を検討する際の参考となるよう地域材を活用した木造3階建ての「木造ビルの構造標準モデル（熊本モデル）」を普及
- ④令和2年7月豪雨災害被災市町村に対し、災害公営住宅の木造化及び木質化の検討資料を提供



【講演会の様子】

[県（林業振興課）、熊本県建築士事務所協会]

(3) 木造設計の取組

- ①市町村が木造で計画する公共施設の設計において木造設計アドバイザーを派遣し、技術指導を実施 [県（営繕課）、熊本県建築住宅センター]
- ②県等の補助を受けて施設を整備する可能性のある事業者等に対し、木造で計画する場合の技術的なアドバイスを実施 [県（林業振興課）]

(4) 住宅における取組

1) 県の取組

- ① くまもと県産木材アドバイザーによる普及啓発活動の実施
木造建築だけではなく林業や木材加工・流通、さらには県産木材の利用意義を伝えることができる幅広い知識を持った「くまもと県産木材アドバイザー」による普及啓発を実施（令和4年3月末現在：73名）
[県（林業振興課）、県産木材アドバイザー]
- ② 県営住宅の木質化の実施
 - ・県営住宅の住戸改善において、床材に県産木材を使用

[県（住宅課）]

2) 県の補助事業による支援

① くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業

県産木材の使用を通して良さを実感してもらい、住宅への県産木材の利用促進を図るため、県産の木材及び緑化木（庭木）の提供事業を実施

- ・住宅等への補助：合計 109 棟

（一般住宅 96 棟、三世代住宅 7 棟、伝統構法住宅 3 棟及び事業所等への補助 3 棟）

- ・県産木材の提供事業の広報を実施

[県（林業振興課）、熊本県木材協会連合会（県木連）、熊本県樹芸農業協同組合]

② くまもと地域材利用拡大推進事業

県内の「顔の見える家づくりグループ」による地域材を利用した住宅建築の情報提供や住宅相談会、見学ツアー等を実施

工務店、木材生産業者及び森林組合などが連携し、施主を山に案内するなどして、木造住宅の建築への意欲を喚起

- ・顔の見える家づくりグループ：五木村山村活性化協議会ほか 4 団体

[県（林業振興課）]

③ 熊本県サービス付き高齢者向け住宅整備事業

高齢者向けサービス付き高齢者住宅の整備の補助条件に、内装（壁及び床）の木質化を付することで、木質化の促進を実施

[県（住宅課）]

3) 市町村の補助事業による支援

地域材を購入して家を建てる施主を対象に木材費用等の支援を 13 市町村で実施

[八代市、水俣市、天草市、美里町、南小国町、小国町、高森町、芦北町、多良木町、湯前町、五木村、山江村、あさぎり町]

(5) 地域の景観づくりへの取組

① 木を活かした景観づくり事業

多くの県民が利用または目に触れる公共的空間（観光地や商店街など）における県産木材を活用した建物、案内板、休憩施設等の設置又は補修費用等の支援を補助事業により実施（15 件）

[県（林業振興課）、県木連]



【道の駅 通潤橋(山都町)】



【杖立温泉公衆足湯「御湯の駅」(小国町)】

② 木製塀普及促進モデル事業

多くの県民が利用する公共的空間（物産館、観光地、園舎及び園庭など）に県産木材を使用した木製塀の設置する場合の費用等への支援を補助事業により実施（11件）

[県(林業振興課)、県木連]



【小鳩幼稚園（荒尾市）】



【さくらんぼ保育園（熊本市東区）】

（6）木材の利活用による熊本地震や令和2年7月豪雨からの復旧・復興

①くまもと型復興住宅マッチングサポート事業

- ・住宅再建を希望されている被災者の方々が工務店探しで悩んでいる場合、希望する住まいの建設条件等にあった地域住宅生産者グループを紹介及びサポートを国の補助事業により実施
- ・住宅相談会の実施
行政及び関係機関と連携を図り、ガイドブック等を活用した相談会を開催
相談会：1回開催（人吉市）
- ・くまもと型復興住宅を広く周知を行うために新聞広告等へ掲載
掲載回数：2回（熊本日日新聞）

[熊本県地域型復興住宅推進協議会]

②令和2年7月豪雨災害における木造仮設住宅を市町村有住宅へ利活用する提案などの働きかけを実施し、相良村松葉仮設団地の利活用が決定(令和4年8月22日譲渡)

[県(住宅課)]



【相良村松葉仮設団地の現地活用】

- ③今後建築が予定されている災害公営住宅などを始め、復旧・復興にかかる公共施設における木材の積極的な利用の働きかけを実施し、4市町村7棟において公営住宅の木造化が決定（令和4年7月現在）

（内訳：木造化6棟、混構造1棟）

[県（林業振興課・住宅課）]



芦北町災害公営住宅（パース図）

※災害公営住宅としては県内初の
木造3階建て

2 木材供給体制の整備

（1）木材のサプライチェーン構築に向けた情報の共有化を推進

住宅メーカーのニーズに応じた、品質の確かな製品の供給や、中高層大規模建築の木造化に寄与する新たな供給網の構築を目的に、令和4年度に県内の木・製材業者が参画する新たな組織設立に向け、関係者への説明等実施

[県（林業振興課）、県木連]

（2）JAS製材品の普及啓発

- ① JAS認定工場に対して、品質確保の指導を実施

- ② 一般消費者や工務店等に対しJAS表示や木材JAS制度の普及啓発

[県（林業振興課）、県木連、全国木材組合連合会]



【JAS製材品】

（3）くまもと県産木材販売力・品質確保強化学業の実施

県産製材品の販路開拓のため、関西・中国地方における商談及び講習会を開催し、消費地のマーケット事情等について理解を深める活動を支援

[県木連、県（林業振興課）]

（4）品質の確かな乾燥材の販売促進

統一規格と品質の確かな乾燥材の供給体制の整備育成を図るため、木材の乾燥に関する技術の普及啓発

[県木連、くまもと県産材共同集出荷センター]

(5) 合法性証明制度の普及啓発

合法性証明制度の普及啓発及び認定事業者の拡大を推進するとともに、既認定事業者への研修指導を実施

* 県内の認定事業者数 (令和4年3月末現在) : 203 事業体

[県木連]

3 県民への理解の醸成

(1) 県産木材利用の普及啓発

①第27回(令和3年度)木材利用優良施設コンクールの開催

- ・ 県産木材を使用した施設のコンクールを開催し優れた木造施設の顕彰を行うとともに、受賞施設のパネル、パンフレット等を作成し、普及啓発を実施
- ・ 国、県及び主催団体の施設も「賛助施設」として募集

[県(林業振興課)、熊本県森林組合連合会、県木連、熊本県木材事業協同組合連合会、くまもと県産材振興会]



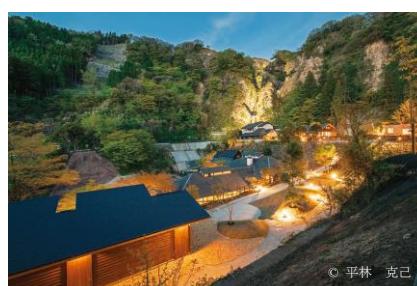
【熊本県賞】
八代市民俗伝統芸能伝承館
お祭りでんでん館(八代市)



【県森連賞】
もくもくほいくえん(合志市)



【県木連賞】
神水公衆浴場(熊本市中央区)



【県事業連賞】
垂玉温泉 瀧日和(南阿蘇村)



【くまもと県産材振興会賞】
南天倶楽部 ひいらぎハウス
(益城町)



【賛助施設】
道の駅「泗水」防災トイレ(菊池市)

②県産材需要拡大一斉行動

- ・県内 11 地区の各地域木材需要拡大推進協議会が地域の関係団体等に対して、「木の日」(10月8日)を中心に県産材需要拡大のための要望活動を実施
(主な要望先)

国出先機関、市町村、金融機関、農協、商工会議所・商工会、医師会、社会福祉協議会等
[県(林業振興課)、各地区の木材需要拡大推進協議会(各地区木需協)]

③マスメディアやSNSの活用による情報発信

- ・「くまもとの木と暮らす」をキーワードに新聞等を活用して、木造住宅の良さや県産木材の利用意義等に関する普及啓発を実施
- ・熊本日日新聞朝刊×3回、くまにちキャロット×1回、インスタグラム開設
[林業・木材産業活性化広報協力事業協議会、県木連]
- ・県政広報番組で県の施策を紹介し、木の良さや、木造住宅の優位性、県産木材の利用意義等について普及啓発を実施
[県(林業振興課)]
- ・くまもとの森林・林業・木材産業について紹介するフェイスブックページ『くまもとの木づかい』で情報を発信
[県(林業振興課)]

(2) 木育の推進

①くまもとの木と親しむ環境推進事業

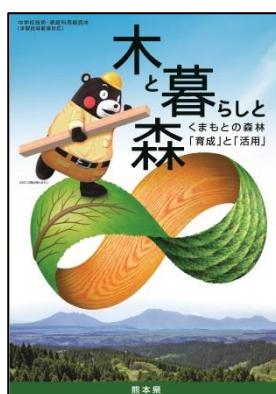
県民、特に次世代を担う子どもたちに、木のぬくもりや香りに親しむ環境を提供し、木を身近なものに感じてもらい、木材の良さや県産木材の利用意義等の理解を深めるための取組みを実施

- ア) 小学5年生向けの社会科用副読本、中学技術家庭科用副読本(各約19,000部)及び教師用ガイドブックを作成し、県内すべての小中学校へ配布

[県(林業振興課)]



【小学5年生向け副読本・ガイドブック】



【中学技術家庭科用副読本・ガイドブック】



- イ) 木育インストラクター(木育推進員)の養成

木育を行う人材を養成するための講座を開催。県と熊本大学のそれぞれが、初級、中級及び上級の講座を各1回実施(計6回)

*熊本県木育インストラクター認定者数(令和4年3月末現在):354名

(うちR3年度認定者39名)

[熊本大学、県(林業振興課)]



【木育インストラクター認定証】



【木育インストラクター養成講座】

ウ) 地域の特徴を活かし、県産木材を使用して木育インストラクターが所属する団体が行う木育活動等（木工品づくりや伐採作業見学など）を補助事業により支援（12 団体）



【木育活動】

エ) 幼稚園、保育園等の子育てを支援する施設等に県産木材で作った木製遊具を貸し出すとともに、木をテーマにした紙芝居や絵本の読み聞かせ等を実施（35 団体） [県（林業振興課）]



オ) 保育園等へ県産木材を使用した机・椅子及びロッカー、棚など子どもが利用する木製品の導入を補助事業により支援（19 事業体） [県（林業振興課）]



②各地域木需協、各団体による木工教室の実施

県内 11 地区の木需協において小学生等を対象とした木工教室を開催

(33 校 1,260 人)

[各地区木需協]



【各地区での木工教室】

(3) 熊本県建築物等木材利用促進 基本方針の概要

◀ 目次 ▶

- 1 熊本県建築物等木材利用促進基本方針の概要(P1)
- 2 熊本県建築物等木材利用促進基本方針(P3~9)

熊本県建築物等木材利用促進基本方針の概要

熊本県建築物等木材利用促進基本方針とは、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第11条第1項の規定に基づき、建築物における木材利用の促進に関する基本的事項等について定めるものである。

＜令和4年1月4日施行＞

＜第1 木材の利用の促進の基本的方向に関すること＞

- 法の基本理念を踏まえて木材の利用を促進
- 民間も含めた非住宅の建築物や中高層建築物の木造化等の促進により、脱炭素社会の実現、地域経済の活性化等へ大きく貢献
- 木材の利用に係る県民の理解の醸成
- 県、市町村、民間の建築物を整備する事業者及び林業・木材産業事業者による取組
- 合法伐採木材等の供給、環境に配慮した消費の促進

＜第2 木材の利用の促進のための基本的事項に関すること＞

- 木造建築物の設計・施工の先進的な技術の普及、人材育成、建築用木材等の安全性に関する情報の提供
- 住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手を育成
- 建築物木材利用促進協定制度の有効活用
(協定締結者に対し、活用できる支援制度の情報提供や取組内容の情報発信)
- 公共施設等における木材の利用の推進
(県等施設における目標 木造率:100% 内装木質化率:100%)

＜第3 木材の適切かつ安定的な供給の確保に関すること＞

- 林業・木材産業事業者は品質・性能の確かな木材の円滑な供給体制の整備に努める
- 建築物を整備しようとする市町村や事業者への専門的知見の提供、広域的視点に基づく木材関係団体等への指導

＜第4 木材の利用の促進に関し必要な事項＞

- 公共建築物の整備等においてはコスト等を考慮する考え方
- 「県産材需要拡大県民運動」の推進、「熊本県木材利用優良施設コンクール」の開催等

熊本県建築物等木材利用促進基本方針

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向、建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物における木材の利用の目標、建築用木材（法第 2 条第 4 項に規定する建築用木材をいう。）の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものである。

第 1 建築物等における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物等における木材利用の促進の意義

森林は、木材の供給、水源かん養や国土の保全、さらに保健休養の場の提供など、県民の暮らしを豊かにする様々な恵みを我々にもたらしてきた。本県の森林は県土の約 6 割を占めており、戦後植栽されたスギやヒノキの人工林の多くが本格的な利用期を迎えているため、この豊富な森林資源を積極的に利用することにより、林業や木材産業の振興に資するとともに、森林が持つ様々な公益的機能を十分に発揮させることが必要である。

森林から供給される木材は、加工から廃棄に至る過程におけるエネルギー消費が少ないなど、環境への負荷が小さく、建築物等として使用している間は木材自体が炭素を固定し続けるため、地球温暖化防止対策の視点からも優れた身近な資材であり、植栽や保育を行うことにより再生産が可能な循環型の資源である。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコスト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。こうした中、平成 22 年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定され、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。また、近年は、強度等に優れた建築用木材である C L T（直交集成板）接着重ね材及び木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築基準の合理化等により、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間においても先導的な取り組みとして中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

このように木材の利用は、本県がめざす低炭素、循環及び共生を基調とした持続可能な社

会「環境立県くまもと」の形成に寄与するものであり、地産地消を進めながら森林文化を継承し、発展させていくことが、県民共有の環境財としての森林を健全な状態で未来に引き継ぐことにつながる。

2 建築物等における木材の利用の促進の基本的方向

1 の建築物等における木材の利用の促進の意義及び法第 3 条に規定する基本理念を踏まえ、県、市町村、事業者、県民は、以下のとおり建築物における木材の利用の促進に取り組むものとする。

(1) 木材の利用の促進に向けた各主体の取り組み

ア 県による取り組み

(ア) 自ら整備する公共建築物における木材の利用の推進はもとより、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材利用の促進に向け、本基本方針に基づき、率先して、その整備する公共建築物等における木材の利用に取り組む。

(イ) 民間建築物における木材の利用が促進されるよう、国の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組む。

(ウ) 建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには県民の理解の醸成が不可欠であることから、建築物における木材の利用の促進の意義等について県民に分かりやすく周知する。

特に木材利用促進の日（毎年 10 月 8 日）及び木材利用促進月間（毎年 10 月）において重点的に、国、県、市町村、建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者及びその他の関係者（以下「木材利用関係者」という。）が連携し、建築物における木材利用の意義について、多くの県民への理解を醸成し、木材を利用することが県民運動となるよう、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

イ 市町村による取り組み

(ア) 本基本方針に即し、地域の実情、関係者の役割分担等も踏まえ、市町村区域内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針を定めるものとする。各市町村の基本方針の運用にあたっては、学校教育、社会福祉等関連する分野の施策との調和及び連携、広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制、森林法に沿った森林の適正な整備の推進等に配慮する。

(イ) 事業者が整備する建築物においても、木材を利用する意義への理解と協力が得られるよう働きかける。

ウ 事業者による取り組み

(ア) 建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本基本方針及び各市町村の基本方針を踏まえ、法第 6 条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国、県及び市町村の実施する木材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における木材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

(イ) 林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、建築物を整備する事業者のニーズを的確に把握するとともに、

これらニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

(2) 関係者相互の連携及び協力

木材利用関係者は、(1)の各主体の取り組みの実施に当たり、法第8条の規定を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする

(3) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国、県、市町村が講ずる関連施策に協力しつつ、法第6条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるように木材の安定供給に努めるとともに、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物を整備する事業者は、その整備する建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

第2 建築物等における木材の利用の促進のための基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

県は、法第13条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

2 住宅における木材の利用の促進

県は、法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努める。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

県は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取り組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努める。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

県は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本基本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

県が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた方針に即した取り組みを促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取り組み内容について情報発信する。

4 公共建築物等における木材の利用の推進

(1) 体制

ア 県は、「熊本県木材利用促進本部（以下「促進本部」という。）」において、県が直接又は市町村等への補助等により実施する公共建築物（以下「県等施設」という。）における木造率及び木質化率の目標を定め、目標達成に向けた取り組みについて協議するとともに、達成状況を検証する。

イ 促進本部は、県が直接又は市町村等への補助等により実施する公共工事（以下「県等工事」という。）における木材の利用状況を検証する。

ウ 促進本部を構成する各部局は、県等施設、県等工事において、可能な限り木材の利用が図られるよう、関係者の協力を得て企画・計画の初期段階で木材利用の可能性を検討する。

公共建築物等：公共性の高い建築物及び付帯施設並びに公共工事の総体

公共工事：地方自治体を実施する河川、砂防、道路、公園、農業農村整備、治山・林道、漁港、その他の土木工事

(2) 木材の利用を推進すべき県等施設及び県等工事

ア 県等施設の対象

広く県民の利用に供される学校施設、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、社会教育施設（図書館、公民館等）、運動施設（体育館等）、公園施設、道路や公共交通機関に係る施設、農林水産業関係施設、公営住宅、庁舎、公務員宿舎等の公共性の高い建築物及びその付帯施設とする。

イ 県等工事の対象

公共工事で設置する施設（仮設物を含む）とする。

(3) 県等施設及び県等工事における木材利用の目標

ア 県等施設

(ア) 低層（3階建て以下）の公共施設は、原則として木造とする。ただし、法令上の規定がある場合、防災関連施設など用途面や、構造・耐久性など技術面から木材の利用が困難である場合等を除く。

(イ) 建築物の構造にかかわらず木質化が可能な床、壁等について木質化を促進する。特に、県民の目に触れる機会が多い施設の内装は木質化により整備する。

(ウ) 木造率及び内装木質化率の目標について、別表1に定める。

イ 県等工事

木材・木製品を用いた工法を検討し、積極的な木材の利用を図る。

ウ その他

(ア) 木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料の利用を検討し、利用の推進を図る。

(イ) グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当する木材(木材を原材料として使用した製品を含む。)は、同法の規定により策定された環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断基準を満たすことを目標とする。

(ウ) 歴史的・文化的価値を有する施設の整備に当たっては、その価値に相応しい木材の利用を図る。

別表1

	目標(注3)	対象
木造率 (注1)	100%	第2の4の(2)のアに定める施設
内装木質化率 (注2)	100%	

(注1) 木造率の定義

建物の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)に当たり、利用施設において構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することを「木造化」といい、新築等された施設数に占める木造化された施設数の割合を「木造率」という。

この場合、上記の構造耐力上主要な部分の概ね5割以上に木材が使われているものを木造化された施設とする。

また、木造とその他の部材との混構造の場合は、床面積比で概ね5割以上について、上記の木造化の要件を満たすものを木造化された施設とする。

(注2) 内装木質化率の定義

建築物の新築、改修、模様替え等(以下、新築等という)に伴い壁、床等の室内に面する部分に木材を利用することを「内装木質化」といい、新築等が行われた施設数に占める内装木質化が行われた施設数の割合を「内装木質化率」という。

この場合、壁、床等のいずれかの施工面において全て木材が使用されている(内装制限を受ける壁の施工においては床面より1.2m以下とする)若しくは、部屋全体に占める目視可能な木質割合(以下、木視率という)が概ね3割を超えていることを内装木質化が行われた施設とする。

また、部屋が複数ある場合は部屋ごとに上記定義に照らし個々に内装木質化を判定し、部屋総数の5割を超える場合(個々の判断が困難な場合は施設全体に占める木視率が概ね3割を超えている場合)を内装木質化が行われた施設とする。

(注3) 目標の考え方

県が明確で高い目標を率先して定めることで、市町村や民間の建築物の木造化を促進する。

第3 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給等に携わる者の役割

- (1) JAS製品など品質・性能の確かな木材又は合法性が証明された木材の低コスト化及び木材の円滑な供給体制の整備に努める。また、木材の利用の促進に資する建築工法等に関する情報の提供や技術の研鑽に努める。
- (2) 建築物の整備の用に供する木材（大断面、長大材等の特殊材を含む。）の円滑な供給を図るため、発注者や設計者等との情報の共有化に努める。

2 県の役割

- (1) 法第17条に規定する木材製造高度化計画の認定制度については、国が法第10条の規定に基づき定める基本方針のほか関連通達等に基づき、市町村と連携を図りながら適確な運用に努める。
- (2) 県等工事において、原則としてJAS製品又は合法木材を使用することで民間への波及を図り、事業者の供給体制の整備を促す。
- (3) 建築物を整備しようとする市町村及び事業者に対し、木材の利用に関する専門的な知見を提供する。
- (4) 木材製造業者が行う新たな商品の開発及び品質・性能の確かな木材の製造施設整備を支援する。
- (5) 広域的視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給を図るため、木材関係団体に対し指導及び助言を行う。
- (6) 木材の確保に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき無秩序な伐採の防止に努めるとともに、再造林など適確な更新の確保を図る。

第4 その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 木造計画・設計基準等の活用

建築物の整備に当たっては、木造施設の設計（基本計画、基本設計及び実施設計）に関する技術的な事項及び標準的な手法を定め、設計の効率化と性能の確保を図ることを目的として国が定める木造計画・設計基準（国土交通省）（以下「木造基準」という。）や、くまもと県産木材による木造建築物普及の手引き（熊本県）の活用を図る。

2 木材の地産地消の促進

県内で生産又は製造された県産資材（丸太、製材品、内装材、合板、集成材、ペレット、チップ、その他の加工品）の優先使用に努める。

3 公共建築物の整備等において考慮すべき事項

- (1) 木材の利用に当たり、一般に流通している木材を使用するなど設計上の工夫又は効率的な木材調達等によりコストを考慮する。
- (2) 建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等も含めたライフサイクルコストを考慮する。
- (3) 近年技術開発が急速に進んでいる新たな木質部材（木質耐火部材、接着重ね材、

C L T（直交集成板）等）の活用に努める。

- (4) 建築基準法の改正（平成26年法律第54号）により、3階建ての木造の学校や、延べ面積3,000㎡を超える木造建築物について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことを考慮する。
- (5) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められた木造建築物の耐用年数は非木造建築物に比較し短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った建築物は、長期にわたり利用が可能であることを考慮する。
- (6) 木質バイオマスを燃料として利用する場合は、処理経費等のコスト縮減を図りながら、燃焼灰の有効活用に努める。

4 建築物等における木材の利用の促進

県は、県民が木材利用の意義や必要性を認識し、それぞれの立場で木材利用を進め、日常生活のいたる所で木に触れることができる「木のある暮らし」の創造を目指し、県産材需要拡大県民運動推進会議を設置するとともに、「県産材需要拡大県民運動」に取り組む。

また、木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行う。

附 則

この方針は、平成23年2月20日から施行する。

この方針は、平成29年1月16日から施行する。

この方針は、平成29年11月6日から施行する。

この方針は、平成30年11月5日から施行する。

この方針は、令和4年1月4日から施行する。

(4)意見交換等

① 話題提供

「高層純木造耐火建築物 ～ Port Plus 大林組横浜研修所 ～ 」

発表者： 株式会社大林組本社営業総本部プロジェクト推進部

兼 本社木造・木質化建築プロジェクト・チーム 岡 担当部長

② 意見交換

テーマ「民間建築物における木材利用の推進」について